

各都道府県企画・地域振興担当部長 殿
(子ども農山漁村交流プロジェクト担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
人材力活性化・連携交流室長
(公印省略)

「子ども農山漁村交流プロジェクト」における地方単独事業について

平素より、地域の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

総務省、文部科学省及び農林水産省の3省連携による本プロジェクトの推進のため、これまでもそれぞれの地域の実情に応じて、推進体制の整備や活動プログラムの実施等について積極的な取組をお願いしてきたところです。

平成20年4月15日付け総官企第198号をもって通知した「子ども農山漁村交流プロジェクトにおける地方単独事業について」について、発出から5年が経過したことから、今般、必要な見直しを行い、地方単独事業の考え方等について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、本プロジェクトの推進について、格別の配慮をお願いいたします。また、貴都道府県内の市区町村に対し、本通知について周知されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 基本的考え方

「子ども農山漁村交流」は、農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支えることを目的とする。あわせて、子どもを受け入れる地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化にも寄与することを目的とする。

このプロジェクトは、平成20年度のプロジェクト開始時において、全国の小学校において1学年規模での農山漁村との交流を行うことを目標としており、学習指導要領にも、集団宿泊活動、自然体験活動の重要性が明確化されている。この目標の実現のためには、それぞれの地域において地域の実情に応じた独自の取組（地方単独事業）を幅広く実施して

いくことが重要である。

総務省としては、文部科学省、農林水産省等の関係省庁と連携しつつ、地域活性化等の観点から、このような地方単独事業を積極的に支援することとしている。

このプロジェクトにおける交流は、必ずしも大都市から農山漁村への一方的な流れのみを前提としているものではなく、例えば、地方都市から周辺農山漁村、あるいは山村から漁村等多様な交流を想定している。地方単独事業については、同一都道府県内の交流（受入側の市町村と学校側（送り側の市町村）が同一都道府県内）や同一市町村内での交流も活発に行われることが期待される。

なお、農林水産省の支援を受けて整備した受入モデル地域を擁する市町村においては、都市の子どもを受け入れるだけでなく、積極的に、子どもを送り出すことが期待される。

2 推進体制

都道府県においては、地域振興、農林水産、教育等の関係部局を通じた部局横断的な推進体制を構築の上、情報提供等を通じて市町村の取組を支援するとともに、都道府県内における気運醸成を図ることが期待される。

更に、事業推進に当たり、都道府県においては都道府県推進協議会を、子どもの受け入れに係る市町村においては受入地域協議会を活用することが重要である。いずれの協議会についても、既存組織の活用と新規の設置とが考えられるが、新規に設置する場合、都道府県推進協議会については、例えば、都道府県、関係市町村、送り側の学校関係者、青少年教育団体、NPO関係者、自治会・町内会、消防団等の受入側の地域コミュニティの代表者等、受入地域協議会については、関係市町村、受入側の地域コミュニティの代表者等により組織することが考えられる。

都道府県推進協議会は、以下①～③のような取組を行うことが考えられる。

- ① 都道府県内の交流計画、受入地域拡大計画等の都道府県推進計画の検討・策定
- ② 都道府県の受入地域等を対象とする農山漁村での体験活動の意義や教育効果、子どもを受け入れるための留意点等に関する研修会の開催
- ③ 都道府県内の市町村間の連携体制を構築するための説明会や検討会等の開催 等

受入地域協議会は、以下④～⑤のような取組を行うことが考えられる。

- ④ 受入地域づくりに向けたワークショップの運営
- ⑤ 子どもの受入を行う農林漁家、団体等に対する安全対策等の実務研修会の開催 等

3 事業のポイント

地方単独事業としての交流の具体的内容は、このプロジェクトの趣旨を踏まえつつ、関係団体・機関において地域の实情に応じて決定すべきものであるが、以下の点について留意されたい。

(活動プログラム)

「子ども農山漁村交流」は、「1 基本的考え方」のとおり、子どもの成長を支える教育活動の一環であり、この観点から、地方単独事業として行う活動のプログラムにも、農山漁村体験や地域との交流等を含めることが重要である。また、子どもの教育と地域活性化に資するように、地域の創意工夫に基づき、地域の特性を活かしたプログラムとすることが望ましい。

活動プログラムの策定に当たっては、受入側の周辺地域も含め、豊富な経験を有する地域の人材や青少年教育団体、自治会・町内会、消防団等の多様な地域コミュニティを活用することが重要である。また、子どもの安全確保の観点も含め受入側の市町村と学校側（送り側の市町村）とが事前に十分な連絡・調整を行うことが重要である。その際、受入側の市町村と学校側の調整を円滑に進めるために、受入側の市町村、学校内からコーディネーターを選任しその任にあたらせる、または、外部の人材をコーディネーターとして活用することも有効である。

(宿泊先)

子どもの宿泊先については、(1) 農林漁家（民泊）、(2) 農山漁村における民宿（農林漁家（民泊）以外）、(3) 廃校を利用したもの等地域の特色ある宿泊施設、(4) 国公立の少年自然の家等の青少年教育施設が想定される。このうち、(4) の施設を利用する場合、このプロジェクトの趣旨に沿って、活動プログラムにおいて、できる限り地域のコミュニティとの交流が図られるよう留意する必要がある。このような観点から、(4) の施設への宿泊と上記の農林漁家等への宿泊とを組み合わせることも有効である。

(活動時期・期間)

活動時期については、活動プログラムにもよるが、夏休み等に限定されるものではなく、総体として年間を通じ様々な時期に行われることが望ましい。また、活動期間は、地域の実情に応じて柔軟に設定するものであるが、2日間～1週間程度となることが想定される。

活動時期や活動期間の決定等に当たっては、活動プログラムと同様受入側の市町村と学校側（送り側の市町村）等の間での十分な調整が必要となる。また、都道府県内の特定の地域における活動プログラムの実施時期が一定の時期に集中しないよう留意する必要がある。この観点から、都道府県が広域的な調整を行い、都道府県内の交流計画等を策定することも有効である。

(同一都道府県内の交流や同一市町村内の交流等)

地方単独事業の推進という観点からは、大都市圏を除き、同一都道府県内の交流が想定される。また、区域の広い市町村においては、同一市町村内の交流も選択肢として検討されたい。学校と受入地域の円滑なマッチングの観点から、前述したとおり、都道府県が調整を行い、交流計画等を策定することも有効である。

更に、都道府県においては、域内交流のモデル的な学校や受入地域を設けることも事業

促進の観点から有効である。

(子ども農山漁村交流の位置づけ)

集団宿泊活動、自然体験活動の推進については、学習指導要領においてもその重要性が明確化されており、活動プログラムを、例えば、特別活動や理科、社会科等の教科に位置づけて行う等が考えられる。

(人材の養成・活用、気運醸成)

このプロジェクトの成否は、地域における人材の養成・活用如何にかかっている。このため、地域内の人材を養成・活用することはもとより、必要に応じ、地域外から専門家、コーディネーター、学生を含めたボランティア等、多様な人材を活用することが重要である。また、保護者をはじめ関係者の理解を深め、このプロジェクトの全国展開に向けた気運醸成を図ることが不可欠である。

都道府県及び市町村においては、セミナー、研修等による人材の育成とともに、様々な媒体を活用して、このプロジェクトに関する周知と気運醸成を図ることが期待される。

総務省としても、全国各地において、関係地方公共団体と連携して、地方セミナーの開催等により、優れた事例などについて情報提供等の支援を行うとともに、このプロジェクトの気運醸成を図ることとしている。また、総務省は、全国市町村国際文化研修所と連携しつつ、市町村関係者、地域リーダー等に対する研修を実施している。これらのセミナーや研修に対し、関係者の積極的な参加が期待される。

4 地方財政措置等

このプロジェクトに要する経費については、以下のとおり、特別交付税等により財政措置している。

(都道府県推進協議会の運営に要する経費)

- ・都道府県が都道府県推進協議会を設置し、同協議会が「2 推進体制」①～③のような取組を行った場合の経費について、都道府県が負担した場合、特別交付税の対象とする。

(市町村の受入地域協議会の運営に要する経費)

- ・市町村が受入地域協議会を設置し、同協議会が「2 推進体制」④～⑤のような取組を行った場合の経費について、市町村が負担した場合、特別交付税の対象とする。

(小学生の集団宿泊活動に要する経費)

- ・以下の経費について、市町村が負担した場合又は市町村の負担に対して都道府県が補助金等を交付した場合、特別交付税の対象とする。

① 受入側の市町村が負担した以下の費用

- (ア) 子ども、教員、指導者、NPOスタッフその他事業に携わる者に係る宿泊費用等の施設使用料
- (イ) 指導者、NPOスタッフその他事業に携わる者が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- (ウ) 事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）
- (エ) 指導者、NPOスタッフその他事業に携わる者に対する謝金（事業実施前後の打ち合わせに係るものを含む）
- (オ) 事業のための通信運搬費（事業を実施した後、事業に参加した子どもと受入地域の継続的な交流を図ることを目的として、事業に参加した子ども等に対して受入地域に関する情報（地域の状況やイベント等を紹介するものを含む）を提供するために資料等を送付する場合の通信運搬費を含む）
- (カ) 事業のための消耗品（子どもの安全や衛生を確保するための衣服や器具等を含む）に係る費用
- (キ) 事業のための資料作成費（事後報告書、及び、事業を実施した後、事業に参加した子ども等に対して受入地域に関する情報（地域の状況やイベント等を紹介するものを含む）を提供するための資料等を含む）

② 学校側（送り側）の市町村が負担した以下の費用

- (ア) 子どもや教員に係る宿泊費用等の施設使用料（ただし、当該経費が受入地域内の個人・法人・団体等に対して、支出されるものに限る）
- (イ) 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- (ウ) 事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）
- (エ) 子どもや指導者（教員及びNPOスタッフその他事業に携わる者等を含む）に係る保険料
- (オ) 事業のための資料作成費

- ・小学生の集団宿泊活動に要する経費については、同一市町村内において交流を行い、市町村が経費を負担した場合又は市町村の負担に対して都道府県が補助金を交付した場合も特別交付税の対象とする。

なお、文部科学省及び農林水産省のモデル事業等として、同様の経費について委託費等が交付される場合、特別交付税の対象とはならない。

特色ある受入地域整備のため、地域活性化事業債、過疎対策事業債等の対象となる場合には、これらの活用も図られたい。